

議案第 1 1 3 号

財産の処分について

三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号）第 3 条の規定により，次のとおり財産を処分することについて，市議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

- 1 譲渡する土地の所在，種目及び数量
所在 三次市三良坂町田利字宮風呂
地番 1 0 2 6 1 番 3 7， 1 0 2 6 1 番 3 8
地目 雑種地
面積 2 4， 4 1 0． 1 4 平方メートル（2 筆を合計した面積）
- 2 譲渡の目的
売却による処分
- 3 譲渡金額 金 6 5， 9 4 9， 7 9 6 円
- 4 譲渡の相手方
福島県石川郡石川町字大橋 2 番地 1 0
株式会社シンセイ
代表取締役社長 太 楽 進
- 5 その他 財産の所有権移転前においても，譲渡の相手方に使用貸借を認める。